平成２８年（フ）第１０１号
石川県小松市小島町46番地、開始決定時の住所石川県小松市上牧町ロ107番地１
破産者　山田　由子
１　決定年月日　平成29年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第１号
福井県小浜市生守第14号63番地の２、住民票上の住所福井県小浜市生守第12号８番地
破産者　大森　　隼
１　決定年月日　平成29年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２８年（フ）第２３３号
福島県二本松市表２丁目865―10　レオネクストエーデルファミリア107、住民票上の住所愛知県岡崎市坂左右町字北浦９番地２
破産者　大河原　雄
１　決定年月日　平成29年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３９１号
愛知県西尾市鳥羽町未新田24番地　シャーメゾン鳥羽205号室、前住所愛知県蒲郡市形原町東上野73番地４
破産者　牧原　享司（旧姓小林）
１　決定年月日　平成29年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第７１８号
北九州市小倉北区赤坂２―16―20―101、住民票上の住所北九州市小倉北区古船場町９番23―902号
破産者　河野　隆次
１　決定年月日　平成29年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７６６号
福岡県中間市通谷１丁目11番13号ロンドカトレア通谷205号
破産者　森　　欣也
１　決定年月日　平成29年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３８号
北九州市八幡西区金剛３丁目10番１号
破産者　杉村九二三
１　決定年月日　平成29年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３４２号
宮崎市大字加江田5041番地
破産者　中山　祐太
１　決定年月日　平成29年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１２７号
鹿児島県鹿児島市谷山中央８丁目８番８号（ランドハイツ厚地３Ｆ）
破産者　吉松　義実
１　決定年月日　平成29年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３９４号
鹿児島県鹿児島市和田２丁目10番５号
破産者　巻木　優二
１　決定年月日　平成29年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１２５８号
埼玉県川口市並木２丁目33番10―703号　セルリアンハイツ、破産手続開始時の住所埼玉県川口市大字木曽呂837番地の１
破産者　高橋　幸江（旧姓大渕・高山）
１　決定年月日　平成29年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５７９号
埼玉県戸田市笹目４丁目26番地の２　（ナカジマコーポ101号室）
破産者　今　　尚美（旧姓平林）
１　決定年月日　平成29年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７６３号
さいたま市西区三橋５丁目975番地３　グレイスヒル三橋Ａ―106
破産者　長野　靖朗
１　決定年月日　平成29年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４２８号
神奈川県南足柄市沼田507番地15
破産者　渡辺　義明
１　決定年月日　平成29年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２８号
神奈川県厚木市三田741番地４　レジデンス21―406
破産者　豊田　和也
１　決定年月日　平成29年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６５３号
静岡市駿河区中野新田129番地の６　ロジュマンマキノ201号、開始決定時の住所静岡市駿河区下川原２丁目25番22号
破産者　石村　幸夫
１　決定年月日　平成29年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１０号
奈良県大和高田市本郷町２番38―809号　シャルマンコーポ大和高田、開始決定時の住所奈良県御所市大字蛇穴387番地の１
破産者　東浦　俊博
１　決定年月日　平成29年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第８０号
岡山県美作市海田1076番地２、前住所岡山県美作市湯郷632番地１
破産者　有宗由香利
１　決定年月日　平成29年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部